

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【商業登記法 I】

頁数	問題番号	誤	正
58	4-2	× <u>公開会社</u> が株主割当て以外の方法で新株予約権付社債を発行する場合は、取締役会で決定するが、特に有利な条件の新株予約権を付した新株予約権付社債を発行するときは、株主総会の <u>特別決議</u> が必要である。そこで、この場合の変更登記の申請書には、 <u>株主総会の特別決議に係る議事録</u> を添付するのが原則である（46）。ただし、株主総会の特別決議を経ることなく、 <u>取締役会の決議のみで有利発行を行った場合、手続きとしては違法</u> となるが、 <u>無効原因とはならず、また有利発行か否かを登記官が判断することは困難</u> であることから、募集株式の発行の場合と同様に <u>株主総会の特別決議の議事録が添付されていなくても、その申請は受理される</u> と解されている（ハンドブック第3版 松井P330 参照）。	